

第 1108 回教育委員会 会議録

令和 4 年 3 月 16 日

14:10~15:55

①開 会

< 菅間 教育長 >

ただいまから、第 1108 回教育委員会を開会いたします。

< 菅間 教育長 >

議事等に先立ち、申し上げます。

先ほど、3名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

< 菅間 教育長 >

会議録署名委員に、山川委員と工藤委員を指名いたします。

③会期の決定

< 菅間 教育長 >

会期は、本日一日としていかがですか。

< 各 委 員 >

異議なし。

< 菅間 教育長 >

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

< 菅間 教育長 >

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「不登校児童生徒の支援ハンドブックの発行・活用について」、生涯教育・学習振興課長から報告してください。

< 生涯教育・学習振興課長 >

「不登校児童生徒の支援ハンドブック」の発行・活用について御報告申し上げます。

このハンドブックですが、不登校児童生徒及びその保護者と直接向き合う関係にある学校の教職員や、市町が設置する教育支援センター、様々な形態で運営されているフリースクール等の支援者などを対象として、不登校児童生徒への対応や支援に関する様々な情報を掲載し、具体的対応の一助とするとともに、先生方の不登校に対する対応力の向上を図るために作成したものであります。

ハンドブックの作成に当たっては、学校関係者を始め、県内のフリースクールで支援に携わっている支援者、教育支援センターの指導者や相談委員、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーなど、実際に不登校児童生徒と直接関わっている方々から、様々な立場、観点での御意見をいただき作成したところであります。

また、県教育センターや県教育庁各課をメンバーとするハンドブック作業部会において、実際に活用する先生方が直面するケースを想定して、理解を得られるようにするにはどういう内容にすれば良いか、どのような構成にすれば分かりやすいかなどについて検討を重ね、何度も修正を重ねながら、作成してきたものであります。

このハンドブックは、不登校児童生徒への詳細な対応の仕方を記載したハンドブック本体と、基本的事項を整理し、概要をまとめた概要版の2種類を作成しております。概要版は、不登校児童生徒支援の入り口として、アウトラインを見ていただけるものとして、見出し的に活用していただけるものと想定したものでございます。

次に、ハンドブックの内容について御説明を申し上げます。概要版の方を御覧いただければと思います。

概要版の1ページ目、最初に、県内の不登校の動向から記載し、2ページ目からは不登校の未然防止に向けた取組、学校における組織的な対応の必要性と進め方など、不登校対応に関し押さえておくべき基本事項について段階に応じる形で掲載しています。

次に6ページからになりますけれども、ここからは、校種間の連携、教育支援センターやフリースクール等との連携、医療機関や福祉機関との連携など、児童生徒に対する切れ目のない支援を行い、社会的な自立を支えるための選択肢を広く提供するためニーズに即した様々なアプローチの仕方について記載をしているところであります。

また、次の本文詳細版の方になりますけれども、55ページ以降には、多くのページを割きまして、実際の支援事例を掲載し、支援の在り方を具体的にイメージしていただき、理解が深まるよう構成したところであります。

内容の検討や執筆につきましては、学校関係者に限定せず、様々な関係者の知見や経験が反映されるよう、詳細版106ページに記載しております方々から御協力をいただき、それぞれの立場を基盤としながら、その垣根を超えた不登校支援の在り方について、幅広くまとめております。

次に、ハンドブックの作成部数と活用の仕方について御説明を申し上げます。

詳細版は冊子形式で、1,000部発行いたします。こちらは県内の全ての学校、市町村教育委員会、教育支援センター、県の福祉関係機関、フリースクールなど、支援の拠点となるところに1冊ずつ配付する予定でございます。

概要版につきましては2万部作成をし、こちらは県内全ての小、中、高、特別支援学校に勤務する全ての先生方にお配りする予定としております。また、どちらも県のホームページから自由にダウンロードできるようにし、活用していただけるよう進めているところであります。

このハンドブックの今後の活用の仕方でございますが、学校内のケース会議などの具体的な支援検討の場面、校内における支援体制づくり、校内での研修の際のテキストとして活用いただくほか、教員対象の研修会等で資料として活用する予定としております。また、学校等で具体的な活用を促すためのチラシも併せて配付し、まずは先生方から手に取って見ていただけるような工夫をしながら普及を図っていきたいと考えているところであります。以上、報告を終わります。

- <菅間教育長> ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。
- <武田委員> 保護者の方はこのようなハンドブックがあることを知る機会はあるのでしょうか。
- <生涯教育・学習振興課長> ホームページなどにも公開していきたいと考えております。直接お手元にお届けするようなものではなく、性格的には、指導者、支援者の方がお使いになるものということになるため、保護者の方がお使いになるものではないとは思いますが、公開していく予定でございますので、見ていただける機会は作れると思っております。
- <武田委員> こういった取組自体があるということを、いつ我が子になるかというときにある程度見通しが立てられるということで、広く周知していただけるとよろしいのではないかなと思いました。
- <生涯教育・学習振興課長> 今回、主に指導者用のハンドブックを作成いたしました。その前段として、昨年度末、リーフレットをお作りしております。こちらの方には、こういった県の取組、連携して取り組むことが大事だということ、その連携先として、学校だけにとどまらず、フリースクールなどほかの機関だったり、教育支援センター、適応指導教室などがあるということもお書きしている、加えて「親の会」などの活動の参観にあてるということも記載した見開き物を作っております。こちらの方は保護者の方からも見ていただくということで、学校を通じて連絡させていただく予定としております。
- <菅間教育長> ほかにございませんか。なければ、次に、(2)「山形県立米沢養護学校高等部就労コース教育基本計画について」、特別支援教育課長から報告してください。
- <特別支援教育課長> お手元の資料、報告2-1を御覧ください。
「山形県立米沢養護学校高等部就労コース教育基本計画」を作成いたしましたので、御報告申し上げます。
初めに、設置の経緯について説明をさせていただきます。報告2-20をお開きください。
「3 置賜地区への高等部就労コースの設置の背景」(1)を御覧ください。平成25年度に特別支援学校の再編整備計画を策定しました。知的障がい特別支援学校の高等部において企業などへの就労を希望する生徒が増加してきたことを踏まえ、この計画において、県内4地区で就労コースを整備することとしました。当時、村山地区の上山高等養護学校、庄内地区の鶴岡高等養護学校において、知的障がいの程度が重いというわけではないが、社会適応に困難性がある生徒が就労を目指すカリキュラムを用意しておりました。一方、最上地区と置賜地区には高等養護学校がございませんでしたので、最上地区の生徒は鶴岡高等養護学

校へ、置賜地区の生徒は上山高等養護学校へ、寄宿舎入舎又は遠距離通学により通うという状況でした。このため、最上地区では平成 29 年度に新庄養護学校に就労コースを開設しました。一方、置賜地区には就労コースが無かったことから、米沢養護学校に新しく就労コースの設置が進められたところです。

これを踏まえ、報告 2-2 の目次にあります、学校の基本構想やカリキュラム、教育課程、入学者選考、施設整備計画などで構成する基本計画を策定したところです。

就労コースの特徴を御紹介します。報告 2-6 を御覧ください。上の方にあります表は、代表的な時間割の例となります。特徴的な教育内容としては下の表にまとめました。一番上に「情報」とありますが、情報化社会が進んでおりますので、知的障がいがある生徒も自立と社会参加を目指して情報分野を学習する時間を設けております。

また「職業」では、米沢養護学校でこれまで取り組んできたコーヒーの豆の焙煎ですとか、ドリップパックの作成などを就労コースでも取り入れる予定です。特に、先に開設した新庄養護学校就労コースの成果を生かしまして、「デュアル実習」、「産業現場等における実習」の 2 種類の実習を計画しております。生徒の希望の有無に関係なく幅広い職業を短期間ずつ体験することで、その生徒の適性を見極めていく「デュアル実習」と、自分の希望や適性を踏まえ、就労を見据えて行う「産業現場等における実習」の 2 種類を行うことが非常に効果的だったということで、米沢においても同じように計画しております。詳細については資料を御覧ください。

この教育基本計画を土台にして、令和 4 年度改築、令和 5 年度の開設に向け準備を進め、置賜地区の生徒の就労を目指す教育内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

「情報」教育の追加ということでしたが、昨日長井高校の先生と情報教育の推進について話した中でも、指導者不足の話が出ました。米沢養護学校の場合はどうですか。

<特別支援教育課長>

高等学校の情報教科と基本的な育成の方向性は同じなのですが、知的障がい者の情報教育の場合は、より生活に近い身近な端末の使い方ですとか、情報モラル、例えば勝手に動画をアップロードしてはいけませんとか、日常生活に身近なものを扱う内容ですので、情報教科の免許を持っていないと指導できない内容ではありません。

<菅間教育長>

ほかにごありますか。なければ、次に、(3)「山形県立米沢養護学校西置賜校教育基本計画について」、特別支援教育課長から報告してください。

続きまして、報告3-1を御覧ください。

同じく米沢養護学校ですが、こちらは分校である西置賜校について、新しく建築して整備する基本計画を報告するものです。

設置の経緯について、報告3-28を御覧ください。「4 米沢養護学校の中学部・高等部・分校の整備体系」(1)①ですけれども、平成25年に策定した特別支援学校の再編整備計画では、遠距離通学送迎の保護者の負担を軽減し、居住地からできるだけ近い学校で学べるよう、県内8地域全てに知的障がいの特別支援学校を整備することを示しました。特に分校の整備に当たっては、できるだけ早期の整備のため、空き校舎や空き教室の活用も示しております。

これを踏まえ平成26年度に、長井市立豊田小学校の空き教室をお借りし、米沢養護学校長井校という小学部の分校を設置しました。その後、中学部・高等部を併置する分校の整備のため空き校舎を探しましたが、適当な校舎が見つからず、平成29年度に緊急対応として、中学部については長井校に併置することとし、高等部については長井工業高等学校の空き教室を活用して設置しております。

しかしながら、②にありますとおり在籍者の増加により施設の狭あい化が進んだところです。その後も空き校舎を探せずにおりましたが、報告3-29の下から二つ目の丸のとおり、西置賜の長井市をはじめとする4市町より、長井南中学校の校地活用、具体的にはグラウンドの一部を活用して分校整備をしてはどうか、という御提案をいただきました。この御提案に基づき、校舎の新築整備に係る基本計画を策定してまいりました。

学校の概要について、報告3-4を御覧ください。

開校予定は、令和5年4月です。設置する学部は中学部と高等部です。中高一貫で、自立と社会参加に向けた早期からのキャリア教育を進めていきます。場所は、長井南中学校の校地の一部を活用します。また、受入れの通学区域については、長井市、白鷹町、小国町、飯豊町の4市町になります。

教育の特徴について、報告3-11を御覧ください。

上の段は、知的障がいのみ、単一障がいの生徒の主な時間割になります。先ほどの就労コースは、一般企業への就労を目指しますが、こちらの西置賜校は、知的障がいの程度が重い生徒達ですので、国語や数学といった教科の時間もありますけれども、合わせて作業学習としてコーヒ一班、縫製班、サービス班に分け、作業や日常生活上の指導といったカリキュラムを組んでおります。

また下の段、重複障がい学級につきましては、知的障がいに加えて肢体不自由や病弱など、さらに障害の程度が重い生徒のための時間割として計画しております。

また、報告3-16を御覧ください。

長井南中学校の校地の一部に校舎を整備することから、長井南中学校との日常的な交流が期待されます。今後、長井南中学校と新しい学校とで、どのような交流ができるか相談や打合せをしながら進める予定とし

ております。また、これまで長井工業高校の教室をお借りして進めてきた交流を生かしながら、地域との交流の在り方を探っていきたいと考えております。

施設の概要について、報告3-18を御覧ください。

背の高い建物が体育館、口の字型になっているのが高等部の校舎になります。来年度から校舎の建築を始め、令和5年4月から学習ができるよう、関係機関と連携・調整しながら準備を進めてまいります。

<菅間教育長> ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<片桐委員> 下校してからの生徒さんたちの過ごし方として、民間のサービスに行くなど考えられると思いますが、今はどういう状況ですか。

<特別支援教育課長> まっすぐ自力で自宅に帰られる生徒もいます。また、放課後等デイサービスで車で迎えに来てもらって、福祉施設で夕方まで過ごし、保護者から迎えに来てもらって自宅に帰る生徒もいます。地域のサービスの状況、御家庭の都合で様々ですが、多くは福祉サービスを活用されています。

<菅間教育長> ほかにございますでしょうか。

<小関委員> 私の地元の中学校でもありますが、地域でどのようにこの学校を支援していくかという点が一つあると思います。就労支援の話として、このようなお子さんが増えていくに従い、どういう仕事をしてもらうかなかなか難しいと思います。現状ですと、お土産品のようなものを作って道の駅などで売っていたりしますが、コロナの影響で売れずに余ってしまい、地域の人たちに買ってくださいという働きかけもありました。やはりそれだけだと厳しいので、就労支援策の一つに、新しい雇用を見出していかなければならないと思います。今の支援策のほかに、何か新しい分野の仕事に就けるようにという方針のようなものはありますか。

<特別支援教育課長> 御指摘のとおり、身に付けた知識技能がそのまま就職につながるかというと、なかなか難しいので、特に知的障がいの生徒の場合は、働くことの意義や基本的な部分、例えば指示どおり、順序どおり作業する、終わったら報告するといった、ある程度就職先が違ってても応用が利くような基礎的な知識技能や態度を育てることに重点を置いています。

現在の西置賜校の生徒も、例えばスーパーのバックヤードで商品の出し入れをしたり、ホテルの客室のベッドメイキングや清掃といった職業につながっています。一つの職業にターゲットを絞って学科を設定することは、産業界の変動もあって難しいところですが、米沢養護学校では就労支援コーディネーターの配置を進めており、例えば製造ラインのA・B・C全てはできないがBだけは集中してできるなど、生徒の特性に応じて企業に作業の切り分けや組合せを御提案させていただき、就労

につながっているという実績もございます。

西置賜校の開校に当たっても、就労支援コーディネーターが西置賜地域の企業を回らせていただき、学校の存在を知っていただくこと、就労や実習先の確保についてお願いに伺う予定としています。

<菅間教育長>

ほかにごございますでしょうか。なければ、次に、(4)「令和4年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について」、高校教育課長から報告してください。

<高校教育課長>

報告資料の4-1を御覧ください。内容について報告いたします。

「1 日程」については記載のとおり進めており、明日3月17日に、各校で合格発表を行うこととしております。

「2 実施学校数及び学科数」でございますが、推薦選抜は、昨年度より2校増えて27校、学科数も2学科増えて66学科で実施しました。一般選抜を実施した学校は昨年度と同じく42校、学科数は2学科減の96学科となっております。

「3 推薦志願、推薦合格内定、一般志願状況」ですが、入学定員は、全日制6,880名で、昨年度と比べて120名の減(注:山形工業、米沢商業、庄内総合)、定時制では280名で昨年度と同様です。

全日制の推薦選抜の募集人員は868名で、昨年度に比べて50名の増となっております。全日制の推薦選抜の志願者数は865名で、昨年度に比べて64名の増となりました。推薦選抜の志願倍率は、1.00倍で0.02ポイントの増となりました。

推薦選抜の結果、内定者数は696名で、昨年度と比較いたしますと39名の増となりました。また、連携型選抜において、26名の受検者の合格が内定しております。

なお、併設型中学校の東桜学館中学校から併設型高等学校への入学予定者数は91名となっております。

次に一般選抜について、定員は全日制が6,067名、定時制が280名となっております。また、一般選抜志願者数は、全日制が5,072名、定時制が130名で、全日制・定時制合わせて昨年度より252名の減となっております。

その結果、一般選抜志願倍率は、全日制は0.84倍で0.02ポイントの減、定時制は0.46倍で0.09ポイントの増となっております。

今年度の一般選抜の志願状況の特徴として、一つ目、探究科、普通科探究コースは、昨年度に引き続き、志願者を多く集めたことが挙げられます。

二つ目は、県外からの志願者受入れです。これまでの制度に加え、令和4年度より小規模校において県外志願者の受入れができることとしております。推薦選抜においては、小国高校で6名、遊佐高校で4名の県外志願者の内定者がおります。また、一般選抜においては、山形北高校音楽科で1名、小国高校で1名、遊佐高校で3名の志願者がおります。

続いて、今回の学力検査における「出題のねらいと検査問題の構成」

については、とじ込みの資料を準備いたしました。特に、2ページには今年度の出題傾向を示しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、令和4年度公立高校入選における新型コロナウイルス感染症の対応について、改めて御説明いたします。

11月及び1月の定例教育委員会で、各高等学校の実施上のガイドラインや感染者及び濃厚接触者となった場合の特例措置などについて報告をさせていただきました。

3月10日の学力検査におきましては、県内の感染状況が高止まりしている中での実施となりましたが、各中学校において、感染防止対策に継続的に、徹底して取り組んでいただき、会場においてもマスクの着用、手指消毒、教室の換気など、感染防止対策の徹底を図った上で実施いたしました。

心配される受検生の状況について、中学校と受検予定の高校側で細部にわたって情報共有を行いながら、県教委で示した別室の設定の考え方に沿って、各高校で適切に対応を行っております。

また、新型コロナの感染者及び濃厚接触者で当日に発熱などの症状があった者については、特例措置の対象とし、選抜に当たっては調査書中の記載事項を資料として総合的に判断するとともに、入学定員とは別に合否を判定できることとしておりますが、事前の高校からの連絡により、数名の該当者がいることを把握しております。明日の合格発表後に、各学校から正式に報告を受けることとなりますが、対象者の人数については確定後に御報告させていただきます。

なお、明日の合格発表は、中学生の密を避けるために、専用のウェブサイトによる合格発表も行うこととしております。新庄北高最上校と新庄南高金山校の午前10時を皮切りに、16時までに全ての高校で行うこととしております。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、次に、(5)「庄内中高一貫校(仮称)の校名・校章・校歌の検討について」、高校教育課 高校改革推進室長から報告してください。

<高校改革推進室長>

報告5-1の資料を御覧ください。

令和6年4月に開校する庄内中高一貫校(仮称)の校名・校章・校歌の検討について御報告いたします。

「1 校名」を御覧ください。先行事例である東桜学館中学校、東桜学館高等学校においては、「東桜学館」を共通の校名としております。庄内中高一貫校(仮称)においても同様に、四角の部分になりますが、中学校・高校で共通の校名といたします。

校名は公募とし、ウェブ・郵送により募集いたします。なお、この募集は、校名を決定する上で参考にするものであり、応募数の多寡により決定するものではありません。

今後のスケジュールとしては、令和4年5月に、テレビ、ラジオ、ホームページ、県民のあゆみ、市報等で公募の詳細についての広報後、6月の約1か月間公募し、その後、選定作業を進め、9月を目途に校名を公表する予定としております。なお、公表した校名は、山形県県立学校設置条例等の改正までは、仮称として使用いたします。

「2 校章」については、中学校・高校で共通とし、令和4年9月の校名公表後に、11月に素案（参考デザイン）をウェブ・郵送により公募いたします。

その後、選定した素案をもとに、専門家にデザインを依頼し、令和5年6月を目途に校章を公表いたします。

「3 校歌」についても、令和4年9月の校名公表後、専門家に作詞、作曲を依頼し、令和5年12月を目途に校歌を公表いたします。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、次に、(6)「庄内中高一貫校（仮称）の併設型高等学校における入学者選抜の基本的な方針について」、高校教育課 高校改革推進室長から報告してください。

<高校改革推進室長>

報告6-1の資料を御覧ください。

庄内中高一貫校（仮称）の併設型高等学校における入学者選抜の基本的な方針について御報告いたします。

庄内中高一貫校は、令和6年度に鶴岡南高校と鶴岡北高校を統合するとともに、県立中学校を新設する中高一貫校であり、高等学校における入学定員は、普通科200名（5学級）、理数科80名（2学級）、中学校は99名（33名×3学級）となっております。

各県立高校における入学者選抜方法等の方針については、通常、入学年度の前年の夏までに公表しているところですが、庄内中高一貫校の高校の入学者選抜は、現在の鶴岡南高校、鶴岡北高校の選抜方法から大きな変更が想定されることや、令和6年度入学者選抜の対象となる現在の中学校1年生の志望校の検討の際に、大きなポイントとなることなどから、鶴岡南高校、鶴岡北高校の両校の意見を踏まえながら、今年度中の公表を目指し検討を進めてまいりました。

「1 令和6年度以降の入学者選抜」を御覧ください。

「(1) 一般入学者選抜での募集形態」ですが、現在鶴岡南高校では、普通科4学級、理数科1学級ございますが、入学時ではまとめて5学級で募集し、2年次からそれぞれに分かれる「まとめ募集」を実施しております。それに対し新高校では、1年次より理数科独自の教育課程を編成して理数教育の充実を図るという考え方に立ちまして、普通科200名、理数科80名と、学科ごとの募集といたします。

「(2) 一般入学者選抜での併願の可否」については、科学、数学等に高い興味・関心を持ち、能力・適性のある生徒を募集するため、理数科を第1志望とした生徒のみ、普通科を第2志望として出願できるとい

たします。逆に、普通科を第1志望とする生徒は、理数科を第2志望として出願することはできないこととします。理数科設置校の山形南高校においてもこの方式を採用しております。また探究科設置校でもこの方法を採用しております。

「(3) 一般入学者選抜での調査書の評定と学力検査の成績の比率」については、現在両校で実施している比率から変更せず、調査書の評定と学力検査の成績の比率を3:7といたします。

「(4) 学力検査での傾斜配点」については、鶴岡南高校、鶴岡北高校ともに5教科の総合的な学力で判断していることから、これまでどおり、実施しないこととします。

「(5) 理数科での推薦入学者選抜」については、基礎学力がしっかり身につけているかどうか学力検査で判断するため、実施しないこととします。

「2 令和9年度以降の入学者選抜における併設型中学校からの進学者(一貫生)及び市町村立中学校からの進学者(高入生)の募集人員」について説明いたします。

まず、下段の図を御覧ください。

令和9年度の入学者選抜から、併設型中学校の99名は、入学の意思確認を経て高校へ進学することができます。これにより、市町村立中学校などから高校入試を受検して進学する定員は、280名から併設型中学校の定員の99名を引いた181名となります。

四角で囲まれた部分には、併設型中学校からの進学者(一貫生)と、市町村立中学校からの進学者(高入生)の普通科、理数科それぞれの募集人員の基本的な方針を記載しております。

併設型中学校からの進学者である一貫生99名については、普通科59名程度、理数科40名程度の募集人員といたします。

市町村立中学校からの進学者である高入生181名については、普通科141名程度、理数科40名程度の募集人員といたします。

今後、この内容については、ホームページ等に掲載するとともに、説明会等において説明し周知を図ってまいります。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<山川委員>

学科ごとの人数の割合とか、中学校から進む一貫生と高入生をどれくらいの比率にするとか、既に決まっていることなのでしょうけれども、東桜学館とも違うわけですし、父兄が一番注目している探究科の構成とも違うということで、庄内・鶴岡の方々から、例えば探究科設置ができないのかという話は無かったのでしょうか。また一貫生は普通科と理数科の比率が約6:4と、中学から入る生徒はほとんど理数科を目指すよう想定しているようにもとれますが、その辺りは問題ないのでしょうか。酒田東高を見ると、探究科の倍率はそこそこだが、普通科の倍率はがくっと下がりほぼ全員合格に近い形になっているなど、なかなか見極めが難しいと思います。一旦決めると10年くらいは動かなくなるわけ

ですので、今から見直すべきとの意見までは言いませんが、ちょっと心配だなという気持ちが正直ありますが、いかがでしょうか。

<高校改革推進室長>

学科の構成につきましては、田川地区の高校再編整備計画の段階から説明してまいりました。普通科5学級、理数科2学級という構成は、今の鶴岡南高校に理数科が1学級あるということで、入学者全体が増えることや、中学校からの入学者と高校からの入学者それぞれに理数科への扉を用意したいと考えたところですが、委員からあったように、比率をどうしていくかについては様々な御意見があろうかと思えます。

学級数や配置する学科については、これまでも再編整備計画や地域説明会において説明してきており、御理解いただいていると考えているところです。今回、併設中学校から行くそれぞれの科の募集人数が一番のポイントかと思えますが、普通科も当然文系・理系と分かれるので、普通科に行ったから理系の進路に行けないというわけではありません。

ただ理数科においては、目的意識を持ち積極的な態度で、例えば慶応大先端研や山大農学部など外部に出て探究型学習を行うところが普通科と違うところです。併設型中学校でも、地域との連携による探究型学習を進めることとしておりますので、高校からの入学者よりも理数科を選択する生徒が多いのではないかと考えているところです。また東桜学館もそうですが、併設型中学校においては授業時数が一般の中学校より多く、数学の学習進度も一部高校の学習を先取りするなど、高校スタート時点で同じ教室で同じ授業を受けるといったことにはならないだろうという想定しており、総合的なバランスを考えて、生徒・保護者・地域の方々に御理解いただけるような募集人数を考えたところです。

<工藤委員>

理数科に進む定員80名2学級のうち、1学級はまるまる中学校から上がってきた生徒のみとして分けるということですか。

<高校改革推進室長>

今の東桜学館もそうですが、ホームルームなどを分けるかは別として、実際の授業の場面では、全ての授業でというわけではありませんが、スタート時点では分けて、進度に合わせてながら学習していくことになると思います。

<工藤委員>

説明会を行っているとおっしゃいましたが、地域の児童生徒やその保護者が、そのようになることを知るタイミングはいつぐらいになるのですか。どのように知ることができるのでしょうか。

<高校改革推進室長>

今回、具体的な併設校等からの募集人数を示しましたので、入学したときにどのような授業展開になるのかというところをはっきりと説明していくこととなります。

<菅間教育長>

ほかにございますでしょうか。

- <小 関 委 員> 先ほどの入学者選抜の概要のところに書いてあって、山川委員も御指摘されたのだと思います。一般選抜の志願倍率で一番高いのが探究科の1.85倍、普通科が0.8倍、理数科が1.35倍なので、探究、理数、普通という配分で行くべきという御意見なのかなと思ったのですが、学科構成はこれで行くと決まったのですよね。
- <高校改革推進室長> 学級構成については、再編整備計画の最初の段階から御説明しており、御理解いただいていると思っております。
- <小 関 委 員> 学科ではなく、探究コースのようなものを後から設けることはできるのですか。いろいろなニーズが出てきたときに、変えられる自由度があった方がいいような気がします。
- <高校改革推進室長> 探究コースの設置は、率直に言うと想定しておりませんが、ただ普通科の中での構成や選択科目、学びの在り方については、教育課程の編成とともに検討していくことになります。
- <菅 間 教 育 長> ほかにございますでしょうか。
- <武 田 委 員> そもそもこの併設型中学校は、理系に力を入れるということだったのでしょうか。
- <高校改革推進室長> いえ、併設型中学校については、文系分野にしても理系分野にしても、高校受検がなく授業時数が多いことを活用し、外部と連携したりじっくりと自分の興味関心のあることに取り組むというのが特徴の一つですので、特にどちらかの分野に力を入れることではございません。
ただ高校に理数科があることで、目的意識を持って理数科に進む生徒が一般入学者より多いのではないかと、という想定をしております。
- <武 田 委 員> 今は男性の方が理系を選ぶ人が多いですか。その辺りはどのように判断されていますか。
- <高校改革推進室長> 手元に正確なデータはございませんが、理系で考えますとそれほど極端に変わりません。
- <工 藤 委 員> 工学系ですと男性の割合がぐっと上がりますが、理系全体では、医学系や薬学系、化学系は女性が結構多いと思います。
- <武 田 委 員> せっかくですので、特徴を持った、魅力の光る高校にしていきたいと思います。県内に多様な高校があった方が、地域の方の理解が進むと思います。理数科ということで、今の時代に合わせた理解に努めていただければと思います。

<小 関 委 員>

私の出身大学で機械システム工学科は、大学院生まで含め1～6年生400名中、女性はたった二人でした。私の学年は一人もいませんでした。その後NECに入りましたが、エンジニアで女性は一人もいませんでした。ですが人口の半分、使う人の半分は女性なので、女性目線の考えが出ないのは問題なんじゃないかとの考えから、段々と採用数を増やしています。工業製品には化粧品や石鹸など主婦が使うものもあって、理系に男性が多い状況を変えないといけないと言われてきました。

理系の女性を増やしたいという意図があるなら、すごく良いのではないかと思います。

<菅間教育長>

ほかにごさいますでしょうか。なければ、次に、(7)「令和3年度山形県スポーツ賞の授賞について」、スポーツ保健課長から報告してください。

<スポーツ保健課長>

令和3年度山形県スポーツ賞については、既に公表しておりますが、概要について説明させていただきます。

報告7-1をお開きください。

2の趣旨にありますとおり、本県スポーツの普及とその向上を図ることを目的として、競技スポーツで優秀な成績を収めた者及び本県の生涯スポーツの振興に寄与した者等の功績を讃えるものとしております。

受賞者数につきましては、1にありますとおり、今年度は56人、3団体となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国体をはじめとして開催された大会の数が減少したため、例年100名程度が受賞しておりますが、ここ2年は減少しています。

また、授賞式につきましては、例年2月中旬から下旬に開催しておりましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、中止としたところでございます。

続きまして、3の各賞の受賞者数・選考基準等を説明させていただきます。

(1)の山形県スポーツ大賞ですが、オリンピック・パラリンピック大会でのメダル獲得者、同一オリンピック・パラリンピック大会においての複数入賞者、世界新記録樹立者、またはこれらに準ずる成績を収めたものが該当になります。

報告7-4を御覧ください。今年度の受賞者は、スケートの森重航選手、ボクシングの岡澤セオン選手、障がい者スポーツで水泳の東海林大選手と齋藤元希選手の4人となっております。

スポーツ大賞の過去の受賞者は、資料の最後、報告7-12にありますとおり、平成21年度のスケートの加藤条治選手、平成28年度の水泳の小関也朱篤選手などが受賞しております。

続いて、(2)の山形県スポーツ栄光賞ですが、オリンピック・パラリンピック大会出場者、世界選手権入賞者、国民体育大会、インターハイ優勝者等が該当になります。

報告7-5を御覧ください。7-5から7-7に今年度の受賞者を掲載しておりますが、7-5の一番上のスケートの一戸誠太郎選手や7-7の一番上のアーチェリーの中村美樹選手を含む39人、1団体が受賞しております。

(3)の山形県スポーツ栄誉賞は、各種アジア大会入賞者、各中央競技団体主催の全国大会優勝者が該当になり、報告7-8に記載のとおり、今年度は8人が受賞しております。

(4)の山形県スポーツ敢闘賞は、各種マスターズ選手権大会優勝者、各種社会人選手権優勝者等が該当になり、報告7-9に記載のとおり、今年度は4人が受賞しております。

(5)の山形県地域スポーツ振興賞は、設立後5年以上経過しており、活動と運営が定期的に行われている、地域又はスポーツ振興に貢献があったと認められる総合型地域スポーツクラブ等が該当になり、報告7-10に記載のとおり、今年度は2団体が受賞しております。

最後に(6)の山形県スポーツ特別賞となりますが、国内又は海外のプロフェッショナルスポーツ等において、年間を通して活躍し、本県競技スポーツの振興に関して特に顕著な功績を挙げた者が該当になり、報告7-11のとおり、今年度は阪神タイガースの中野拓夢選手が受賞しております。

特別賞の過去の受賞者は、資料の最後にありますとおり、過去に3例あり、直近では、平成25年度の長谷川勇也選手が受賞しております。

なお、このほかに山形県スポーツ功労賞という賞があり、永年にわたり優秀な成績を収める選手、チーム又は世界的に活躍する選手を育成・指導し、現在もその活動を継続している者が該当になります。今年度は該当者がおりませんでしたので、記載しておりません。

令和3年度山形県スポーツ賞についての報告は以上となります。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菅間教育長>

議第1号「山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について」、スポーツ保健課長から説明してください。

<スポーツ保健課長>

議第1号につきまして、御説明申し上げます。

資料の議1-1を御覧ください。

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定についてですが、本件につきましては、先月、知事から本委員会の意見を求められ、御同意いただいたところでありました。

この度、県議会2月定例会の議決を受けたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、「公益財団法人山形市スポーツ協会」を指定管理者として指定することをお諮りするものです。

これからの主な日程は、本委員会で議決いただきましたら、公益財団法人山形市スポーツ協会に指定管理者の指定について通知し、その後、担当者間で協定内容を協議し、年度内に包括協定書の締結を行うこととしております。

来年の4月には、年度協定書を締結し、指定管理業務の開始となります。

以上、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第2号「山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、スポーツ保健課長より説明願います。

<スポーツ保健課長> 議第2号、「山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明申し上げます。

議2-2をお開きください。

この度お諮りするのには、「第1 改正理由」にありますとおり、県立山形北高等学校より、地域住民に開放することができる体育施設があり、今後、地域住民のニーズがあることが予想されるため、同校の体育施設（グラウンド）を開放したい旨の申出があり、規則の一部である別表に山形北高等学校を追加するものでございます。

議2-3の新旧対照表をお開きください。開放校は山形北高等学校を追加いたしますと、22校となります。

説明は以上となります。御審議の上、御可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<武 田 委 員> 開放できる基準、開放できない学校との違いはどういったところでしょうか。

<スポーツ保健課長> 開放するに当たっては、学校の教育活動に支障がないことが一番にあり、また学校が設置している部活動の状況なども踏まえ、最終的には学校で判断することとなります。今回の場合、山形北高校の教育活動、部活動には支障がないと判断されたものです。

- <武田委員> 部活動などの活動をしない時間が空くので、ということでしょうか。
- <スポーツ保健課長> そういう部分もあります。
- <菅間教育長> 他にございますでしょうか。
- <菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各委員> 異議なし。
- <菅間教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。
- <菅間教育長> 次に、議第3号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課管理主幹より説明願います。
- <管理主幹> 「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、提案申し上げます。
資料議3-1を御覧ください。
改正理由は、山形県立鶴岡南高等学校山添校の廃止及び分校への副校長の配置に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。
具体的な改正箇所につきましては、議3-2からの新旧対照表を御覧ください。
初めに、小規模校への主任実習教諭、実習教諭及び実習講師の配置状況を反映するための改正ですが、第20条第1項中「養護助教諭及び主任実習教諭、実習教諭又は実習講師」を「養護助教諭」に改め、同条第2項中「、主事」を「、主事、主任実習教諭、実習教諭、実習講師」に改めます。
また、副校長を新たに分校へ配置するための改正ですが、第24条第3項中「教頭」を「副校長、教頭」に改めます。
次に、議3-3を御覧ください。令和4年度の県立高等学校再編整備計画に伴う入学定員の変更、学科改編を行うため、別表第1を改正いたします。鶴岡南高等学校山添校の全日制の課程における「普通科」の募集停止の表記を削除いたします。
施行期日は、令和4年4月1日を予定しております。
以上、御協議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。
- <菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
- <菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各委員> 異議なし。
- <菅間教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長>

次に、議第4号「令和6年度県立中学校入学者選抜基本方針の決定について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長>

資料の議4-1、議4-2を御覧ください。「令和6年度山形県立中学校入学者選抜基本方針について」御説明申し上げます。

県立中学校については東桜学館中学校が、県内初の併設型中高一貫校として、平成28年度に開校いたしました。

その入学者選抜の基本方針については、「県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針」として、前々年度に、翌々年度の入学者選抜の選抜基本方針を決定し公表してきました。

今回、令和6年度に、庄内中高一貫校（仮称）が開校し、新たに県立中学校が設置されることから、資料の議4-2にありますように、選抜の基本方針については、「山形県立中学校入学者選抜基本方針」と改め、県立中学校2校とも同一の基本方針に基づいて実施します。

これまでお示ししておりました、東桜学館中学校入学者選抜基本方針からの大きな変更点について、説明します。

東桜学館中学校の入学者選抜では、募集人員を99名とし、「男女別の定員は同数程度とする」としてきましたが、この、男女別の定員を撤廃します。また、例年曜日を固定しているため、出願受付期間、適性検査等の実施日、選抜結果通知書の発送日の年度・日付等については、御覧のとおりとなっております。なお、配点、比率、試験時間等の選抜方針についてはこれまでの基本方針から変更することなく、適性検査及び作文は両校同一の問題で実施いたします。

以上、よろしく御審議の程よろしくお願いいたします。

<菅間教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長>

次の議第5号から議第7号までは人事に関する案件であるため、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第5号から議第7号までは秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<菅間教育長>

これで、第1108回教育委員会を閉会いたします。